

不登校児童生徒への支援について

1. 背景

(1) 文部科学省の動き

○平成28年12月 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）の公布

○平成29年3月 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針

義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等の意義・現状など含め、大きく4つの視点が示された。

- ・教育機会の確保等に関する基本的事項
- ・不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項
- ・夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項
- ・その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

○令和元年10月 不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

教育機会確保法やこれに基づき策定された基本指針の趣旨を踏まえ、不登校児童生徒への支援の視点として「学校に登校する」という結果のみを目標にしないとの考え方などを示すとともに、「適応指導教室」というかねてからの表記を「教育支援センター」に統一するなどした。

○令和4年6月 「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」について（通知）

学校現場への教育機会確保法や基本指針の周知が進んでおらず、法の趣旨に基づく対応が十分に浸透していないことを指摘した。

また、有識者会議がまとめた報告書を踏まえ、今後重点的に実施すべき以下の施策の方向性4点が示された。

- ・誰一人取り残されない学校づくり
- ・困難を抱える児童生徒に対する支援ニーズの早期把握
- ・不登校児童生徒の多様な教育機会の確保
- ・不登校児童生徒の社会的自立を目指した中長期的支援

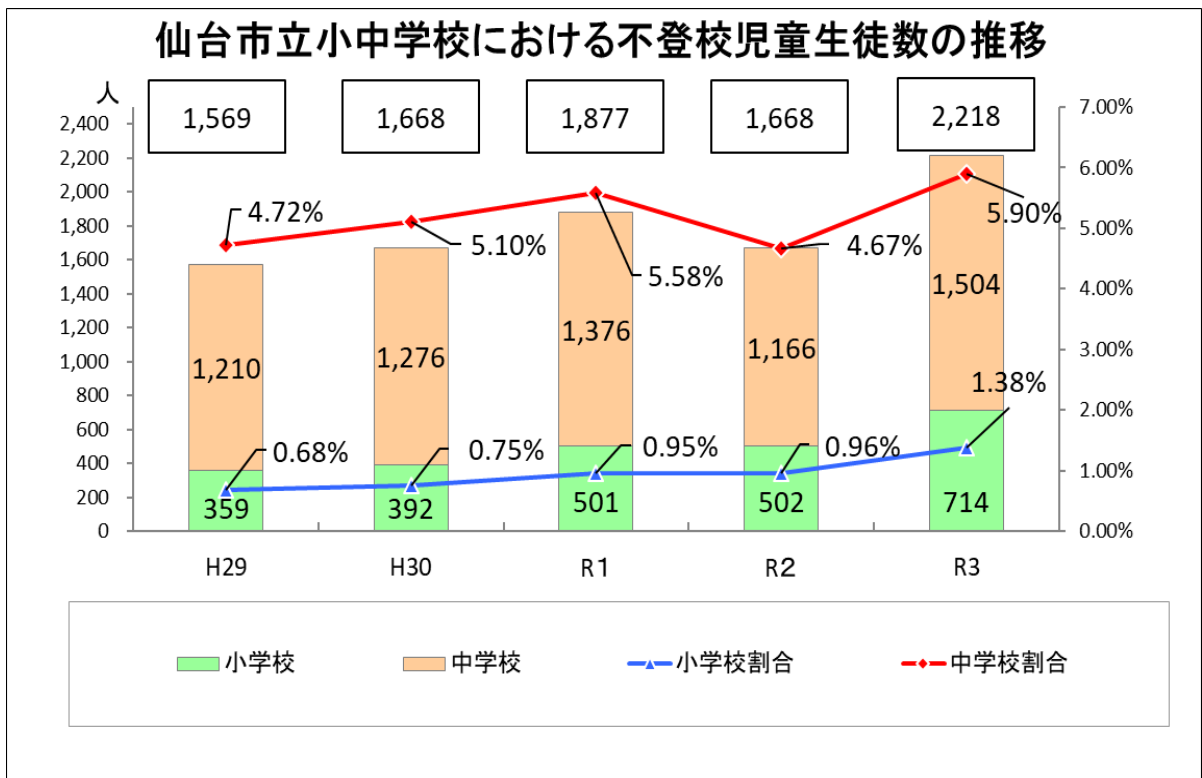
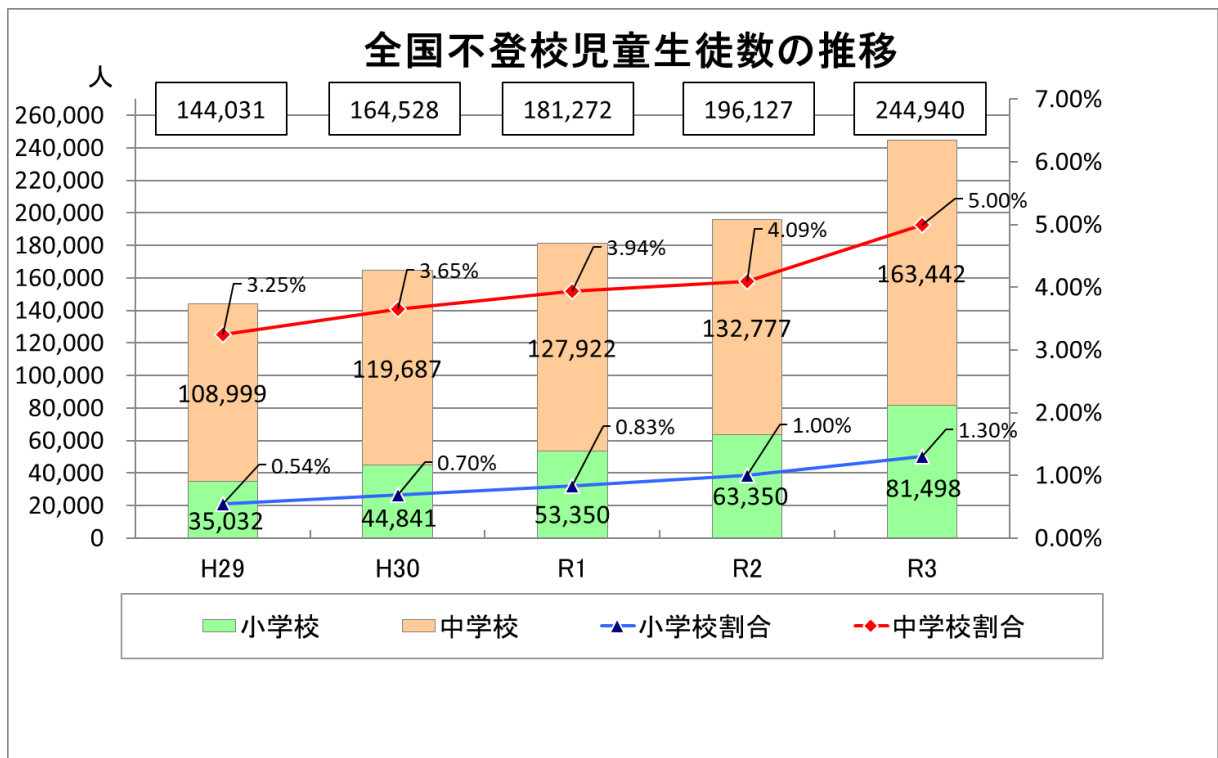
○令和5年3月 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について（通知）

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）を策定し、次のとおり目指す姿を掲げるとともに、これらの実現に向けて不登校対策の一層の充実に取り組むことを示した。

- ・不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
- ・心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
- ・学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

(2) 不登校の現状

全国並びに本市における不登校児童生徒数は、次のグラフのように増加傾向を示している。



出典：「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（平成29年度～令和3年度）

2. これまでの本市の取組みについて

不登校児童生徒への支援の在り方において、学校や教育委員会の取組みの充実が求められ、平成28年12月に教育機会確保法が公布された。

本市では、全国と同様に不登校児童生徒数が増加傾向にあったことから、平成29～30年度に有識者や支援団体代表等で組織する不登校対策検討委員会を開催し、同委員会からの提言を受けて、以下の不登校対策を進めてきた。

(1) 安定した学校生活の基盤づくり

① 学校組織・体制の充実

- 学校組織として不登校支援の取組みを円滑に機能させる役割を担う不登校支援コーディネーターの選任
- 学校の別室運営に対する助言・支援を行う学校訪問対応相談員（適応指導センターに配置）の派遣・拡充
- 中学校への在籍学級外教室「ステーション」の設置
- 支援の必要な児童生徒一人一人の状況を的確に把握するために学校が作成する「児童生徒理解・支援シート」の活用



(袋原中のステーション)

② 個々の児童生徒の実態に応じた支援体制の充実

- 校内不登校対策委員会における組織的アセスメント、支援に関するプランニングの実施

③ 研修体制の充実

- 不登校対策ハンドブックの作成及び全教員への配布
- 教職員年次研修での不登校支援に関する系統立てた研修の実施
- 不登校支援コーディネーター研修の実施
- いじめ不登校対策実践協力校の指定及び実践状況の報告・共有
- 不登校を理解し支援するための情報誌（教職員向け）の発行・配付



(本市策定のハンドブック)

④ 専門スタッフの活用や関係機関との連携

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童生徒の話し相手や遊び相手になるボランティア「さわやか相談員」等の配置拡充
- 福祉・医療部門との連携
精神保健福祉総合センター、発達相談支援センター、こども若者相談支援センター、児童相談所、区役所（家庭健康課、保護課等）、病院等と連携

(2) 不登校児童生徒及び保護者への支援

① 支援体制の推進・整備

- 中学校への在籍学級外教室「ステーション」の設置〔再掲〕
- 適応指導センター「児遊の杜」、適応指導教室「杜のひろば」での支援（訪問対応、個別対応、集団対応）

② 不登校児童生徒に対する支援の充実（多様な教育機会の確保）

- 自宅においてICT等を活用した学習活動を行う不登校児童生徒の指導要録上の出席の取り扱い及び学習支援オンライン教材の活用についてのガイドラインの策定
- ICT等を活用した学習活動（デジタルドリル等の活用）
- 社会体験活動の充実（不登校支援ネットワークとの連携）
- フリースクール等民間施設との連携（情報交換会の実施）

③ 保護者支援

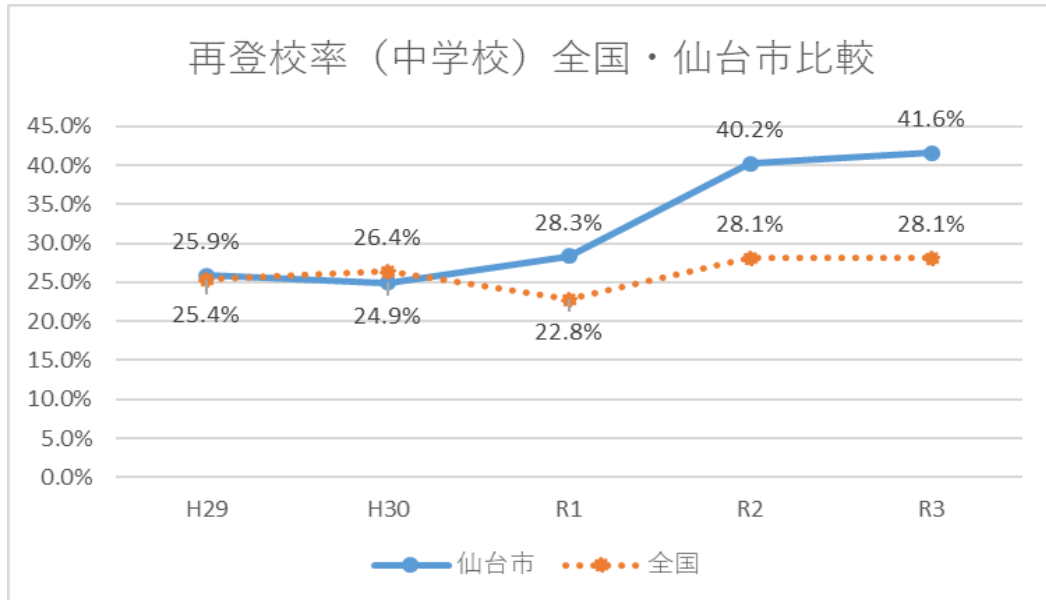
- 適応指導センターでの親の会実施
- 学校、適応指導センターのスクールカウンセラー等による相談活動の充実
- 不登校を理解し支援するための情報誌（保護者向け）の発行・配付
- 進路相談会の実施

(3) 取組みの主な効果

①在籍学級外教室「ステーション」の設置

中学校への在籍学級外教室「ステーション」の設置により、安心して学校で過ごせる居場所が確保され、次のグラフのように学校に登校する、登校できるようになった再登校率が高まったものと捉えている。

*再登校率…不登校児童生徒のうち、指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒の割合



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

②多様な教育機会の確保の推進

- ・ 適応指導センター「児遊の杜」、適応指導教室「杜のひろば」の利用
(H29:206名、H30:251名、R1:261名、R2:196名、R3:184名、R4:218名)
- ・ ICT等を活用した学習支援の実施(指導要録上出席扱いとした人数)
(R2:16名、R3:28名、R4:34名)

③不登校に関するスクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)の相談件数の増加

SC：(H29:3,565件、H30:3,258件、R1:3,415件、R2:5,424件、R3:7,670件、R4:7,164件)
SSW：(H29:85件、H30:72件、R1:74件、R2:64件、R3:81件、R4:102件)

3. 今後の取組みについて

①不登校対策検討委員会の開催

全国の傾向と同様、本市でも依然として不登校児童生徒数は増加傾向にあり、特に小学校の不登校数が増加している。

そのような状況の下、令和5年3月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」が策定されたことを一つの契機に、本市の不登校対策の更なる充実を図るため、学識経験者・学校関係者・親の会ボランティア・フリースクール等民間施設の代表者等を委員とする不登校対策検討委員会を開催。

②委員会における検討の方向性と論点(見通し)

- ・ 仙台市の不登校支援事業について検討するための視点(方向性)
- ・ 仙台市適応指導センターのあり方(名称・目的・事業内容)
- ・ 校内支援体制の整備
- ・ ICTの活用
- ・ 民間施設等の利用に関する支援